

陳情番号	【1】 1 (1) ①	所管課室・ グループ	高齢福祉課 介護保険企画・審査グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>1. 安心できる介護保障</p> <p>(1) 介護保険料・利用料など</p> <p>① 第9期介護保険事業計画を待たずに、介護保険料引き下げや保険料段階を多段階に設定する、低所得段階の倍率を低く抑えるなど、応能負担を強める指導をしてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除を促進してください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>65歳以上の被保険者の介護保険料は、市町村ごとに定める保険料率により算定されます。保険料率は、3年度を単位とした市町村介護保険事業計画で定めるサービス費用見込額等にもとづき、財政の均衡を保つために、計画期間を通じて同一の保険料率を用いる仕組みとなっております。他方で、被保険者ごとの介護保険料の決定に当たっては、個人の所得分布状況をふまえ、毎年度市町村が算定する仕組みであり、負担能力に応じた負担を求めるという観点から、低所得の方の負担軽減は配慮されております。</p> <p>負担能力に応じた負担を求める所得段階別の保険料設定については、法令上の標準設定は9段階であるところ、低所得の方へのさらなる配慮等、特別な必要があるとして、本県では全ての保険者において、標準設定を超える10段階以上の設定がなされております。加えて、低所得の方に対して2015年度から保険料軽減の強化のための新たな公費も投入され、2020年度までに対象者や軽減額の拡充が図られてきたところです。</p> <p>なお、介護保険制度は、国民が互いに助け合う仕組みとして社会保険方式が採用された経緯があり、受益と負担の関係から、全ての被保険者の方が負担能力に応じた負担をしていただくことで成り立つものです。</p> <p>県といたしましては、今後も保険料や利用料の上昇は避けられない見通しであるため、さらなる軽減策の拡充について、国に対し継続的に要望しております。</p>			

陳情番号	【1】 1 (1) ②	所管課室・ グループ	高齢福祉課 介護保険企画・審査グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>1. 安心できる介護保障</p> <p>(1) 介護保険料・利用料など</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度は、前年所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。また、収入減少を理由とした既存の減免制度の要件を、コロナ特例減免の収入要件を参考に拡充するよう援助してください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したこと等による介護保険の保険料減免制度の基準には、世帯の主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者の他、世帯の主たる生計維持者の収入が前年より一定以上減少した等の要件のもと、臨時的に減免等を実施されております。</p> <p>一方で、市町村は条例で定めるところにより、災害その他特別の事情がある被保険者に対しては、申請にもとづき保険料の徴収猶予又は減免を行うことができることになっています。その要件の一つに、「収入が著しく減少したこと」があり、市町村は負担能力の低下による特別の事情等について、条例で定める基準に基づき個別に判定しているところです。</p>			

陳情番号	【1】1(1)③④⑤	所管課室・ グループ	高齢福祉課 介護保険企画・審査グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>1. 安心できる介護保障</p> <p>(1) 介護保険料・利用料など</p> <p>③ 介護保険料の減免制度を愛知県独自に実施してください。</p> <p>④ 介護利用料の低所得者への減免制度を愛知県独自に実施してください。</p> <p>⑤ 施設入所時の食費、居住費の愛知県独自の補助制度を創設してください。</p>			
<b>【回答】</b>			
<p>介護保険は介護を国民皆で支え合う制度であり、低所得者の方へ配慮する場合においても、保険料や利用料の減免については、制度の枠組みの中で対応すべきものとされております。</p> <p>そのため、保険料設定については、負担能力に応じた負担を求めるという観点から、所得段階別に定額の保険料率が採用されています。これにより、低所得の方の負担を軽減する一方で、その軽減分は高所得の方に負担を求める仕組みとなっております。加えて、低所得の方に対しては、2015年度から、保険料軽減の強化のため、消費税の増収財源をもとに新たな公費が投入され、2020年度までに対象者や軽減額の拡充も図られてきたところです。</p> <p>介護サービスの利用料については、施設サービス利用者に対する「特定入所者介護サービス費（補足給付）」、介護保険の年間利用料の負担上限額を定める「高額介護サービス費」、医療保険の利用料も合算した年間負担上限額を定める「高額医療合算介護サービス費」の他、社会福祉法人等のサービス提供主体による利用者負担軽減事業への助成など、軽減制度が様々行われております。</p> <p>こうした軽減制度に加えて、県内保険者においても、独自に低所得の方などを対象に、保険料や利用料のさらなる減免を地域の実情に応じて実施しているところです。</p> <p>県といたしましては、今後も保険料や利用料の上昇は避けられない見通しであるため、さらなる軽減策の拡充について、国に対し継続的に要望しております。</p>			

陳情番号	【1】 1 (2) ①	所管課室・ グループ	高齢福祉課 介護保険指定・指導グ ループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>1. 安心できる介護保障</p> <p>(2) 介護保険サービス</p> <p>① 訪問介護「生活援助」の回数制限はしないでください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>居宅介護支援の運営基準においては、平成 30 年 10 月より、1 月に一定の回数（要介護 1：27 回・要介護 2：34 回・要介護 3：43 回・要介護 4：38 回・要介護 5：31 回）以上の生活援助中心型サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合は、その利用の妥当性を検討し、居宅サービス計画に理由を記載するとともに、居宅サービス計画を市町村へ届け出ることが規定されています。</p> <p>届出を受けた市町村は、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、届出の内容を確認し、必要に応じて是正を促すこととされており、回数を一律に制限するものではありません。</p>			

陳情番号	【1】 1 (2) ②	所管課室・ グループ	高齢福祉課地域包括ケ ア・認知症施策推進室 地域包括ケアグループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>1. 安心できる介護保障</p> <p>(2) 介護保険サービス</p> <p>② 総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>平成 29 年 4 月から全市町村で総合事業が開始されておりますが、従来の介護予防訪問介護等に相当するサービスについては、総合事業移行後も実施することは可能であり、地域の実情に応じて対応がなされているところです。</p> <p>また、市町村においては、介護予防ケアマネジメントの実施にあたって、適切なアセスメントにより、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、その達成のために必要なサービスを利用者が主体的に利用できるよう支援することとなっております。</p> <p>県といたしましては、地域包括支援センター職員等を対象として、適切なケアマネジメントが実施できるよう研修会を開催しており、引き続き職員の資質向上を図ってまいります。</p>			

陳情番号	【1】 1 (2) ③	所管課室・ グループ	高齢福祉課 介護保険企画・審査グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>1. 安心できる介護保障</p> <p>(2) 介護保険サービス</p> <p>③ 福祉用具の貸与は、「例外給付」の仕組みを活用し、要介護度にかかわらずケアマネジャーの判断で利用できるよう手続きを簡単にしてください。</p>			
<b>【回答】</b>			
<p>福祉用具の貸与については、要介護度によっては、その状態像から見て使用が想定しにくい一部の種目について、介護保険での給付は原則対象外とされております。ただし、厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者については、①要介護認定における基本調査結果等に基づく判断があった場合の他、②市町村が医師の所見・ケアマネジメントの判断等を書面等で確認の上、要否を判断した場合において、例外的に給付が可能な仕組みとされているところです。</p> <p>県といたしましては、こうした例外給付の取扱いについては、あくまで例外的な措置であるという原則のもと、利用者の状態及び当該福祉用具貸与の必要性について、国が示す判断基準に沿った手続きの上で、適切なケアマネジメントに基づく給付が行われるべきであると考えております。</p>			

陳情番号	【1】 1 (2) ④	所管課室・ グループ	高齢福祉課地域包括ケ ア・認知症施策推進室 地域包括ケアグループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>1. 安心できる介護保障</p> <p>(2) 介護保険サービス</p> <p>④ 多くの高齢者が参加できるよう「介護予防・日常生活支援総合事業」を充実させてください。その際、総合事業を含め、自治体の一般財源を投入して、必要な事業費を確保するように援助してください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>「介護予防・日常生活支援総合事業」は市町村が実施する地域支援事業に位置付けられ、地域の実情に応じて多様なサービスを充実することにより、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を提供することとされています。</p> <p>総合事業の財源構成は、介護保険料 50% (1号保険料 23%、2号保険料 27%) のほか、国 25%、都道府県 12.5%、市町村 12.5% の負担割合となっており、県としても引き続き必要な財源の確保に努めてまいります。</p>			

陳情番号	【1】 1 (3) ①	所管課室・ グループ	高齢福祉課 施設グループ 介護保険企画・審査グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>1. 安心できる介護保障</p> <p>(3) 基盤整備</p> <p>① 特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。</p>			
<b>【回答】</b>			
<p>本県では、昨年3月に、2021年度からの3年間を計画期間とする「第8期愛知県高齢者福祉保健医療計画」を策定し、特別養護老人ホームのみならず、介護老人保健施設や介護医療院などの施設系サービス、認知症グループホームや介護付き有料老人ホームなどの居住系サービスを含め、多様なサービスの基盤整備を計画的に進めるとともに、待機者の解消に努めているところです。</p> <p>特に、小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所などの地域密着型サービスの整備については、本県の地域医療介護総合確保基金を活用し、整備費用や開所準備費用に対する助成を実施しており、市町村や事業者における基盤整備の促進に努めております。</p> <p>なお、広域型特別養護老人ホーム等の整備については、2019年度に補助単価の引き上げを行うなど、基盤整備の促進に一層努めているところです。</p>			



陳情番号	【1】 1 (3) ②	所管課室・ グループ	高齢福祉課 施設グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>1. 安心できる介護保障</p> <p>(3) 基盤整備について</p> <p>② 特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>特別養護老人ホームへの入所につきましては、平成27年4月から原則要介護3以上の方に限定される一方で、やむを得ない事情により、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合の要介護1又は2の方の特例入所が認められているところです。</p> <p>愛知県では、入所希望者の心身の状況、家族が就労や育児などのため介護が困難であるなどのやむを得ない事情のある要介護1又は2の方が適切に特養に入所できるよう「愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針」を平成27年3月5日付で改正し、市町村及び県所管の特別養護老人ホームに通知し、適切な運用を求めているところです。</p> <p>特例入所の受け入れに際しては、保険者市町村は、施設からの求めに応じ、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅等における生活の困難度の個別の状況聴取内容を踏まえて意見書を提出することとなっております。</p> <p>施設と市町村の判断に齟齬が生じることがないように適切な連携が必要となることから、今後も、会議などの機会を捉え、市町村に対して適切な運用の周知を図ってまいります。</p>			

陳情番号	【1】 1 (4) ①	所管課室・ グループ	高齢福祉課地域包括ケ ア・認知症施策推進室 地域包括ケアグループ 認知症施策推進グルー プ
【陳情内容】			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>1. 安心できる介護保障</p> <p>(4) 高齢者福祉施策の充実</p> <p>① サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施してください。</p>			
<p>【回 答】</p> <p>国が定めている地域支援事業の中で、高齢者の居場所づくりに関する各種事業については助成対象となっております。サロンなどについては、総合事業の「通所型サービス B」（有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援）において、「趣味活動等を通じた日中の居場所づくり」や「定期的な交流会、サロン」として例示されているほか、認知症カフェについては、包括的支援事業（社会保障充実分）の「認知症地域支援・ケア向上事業」で示されています。</p>			

陳情番号	【1】 1 (4) ②	所管課室・ グループ	高齢福祉課 介護保険企画・審査グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>1. 安心できる介護保障</p> <p>(4) 高齢者福祉施策の充実</p> <p>② 住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。</p>			
<b>【回答】</b>			
<p>受領委任払い方式については、県内のほとんど保険者が、何らかのサービスについて実施しており、全国と比較して本県の実施率は高い状況です。</p> <p>なお、受領委任払いの導入には、多くの事業者や関係機関との調整や、費用面や事務負担の手続き上などの課題もあるため、それぞれ保険者において、利用状況等、地域の実情を踏まえ個別に判断していただくものと考えております。</p> <p>県といたしましては、県内の実施状況を毎年度調査するとともに、結果の情報共有に努めております。</p>			

陳情番号	【1】 1 (4) ③	所管課室・グループ	高齢福祉課 生きがい・福祉医療グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>1. 安心できる介護保障</p> <p>(4) 高齢者福祉施策の充実</p> <p>③ 中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。</p>			
<b>【回答】</b>			
<p>難聴者の補聴器購入については介護保険の福祉用具の補助対象品目外となりますが、身体障害者手帳が交付される難聴者の方は、その障害の状況等により、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度により、補聴器の購入及び修理費用に対する補助を受けることが可能です。</p> <p>しかしながら、身体障害者手帳の対象とならない難聴者の方は補助制度を活用できないため、補聴器購入費用等は全額自己負担となっております。</p> <p>加齢に伴う難聴者への補聴器の購入に対する補助について一部市町村で導入する動きがあるところですが、補助対象等、市町村・県によって対応が異なることがないよう、国において制度設計をするべきものと考えております。</p>			

陳情番号	【1】 1 (5) ①	所管課室・ グループ	高齢福祉課 介護保険指定・指導 グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>1. 安心できる介護保障</p> <p>(5) 介護人材確保</p> <p>① 介護職員の処遇改善のための愛知県独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>介護職員の処遇改善につきましては、令和4年10月の介護報酬改定により、介護職員等ベースアップ等支援加算が設けられ、一層の給与改善が進められているところです。</p> <p>また、介護事業所ICT導入支援事業により介護職員等の事務負担の軽減を、介護ロボット導入支援事業により介護職員等の身体的負担の軽減を図っているところです。</p>			

陳情番号	【1】 1 (5) ②	所管課室・ グループ	高齢福祉課 介護保険指定・指導 グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>1. 安心できる介護保障</p> <p>(5) 介護人材確保</p> <p>② 利用者にとって危険であり、労働者も休憩が取れず労基法違反の状態である1人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう国に要望し、愛知県でも財政支援を行ってください。8時間以上の長時間労働を是正してください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>夜勤者の員数については、その最低数は指定基準等で定められておりますが、複数人の体制で行うことを含め、どのような勤務体制とするかは、当該事業者の責任で検討していただくべきものと考えております。もっとも、雇用管理は、全事業者が適切に行わなくてはならず、国に対し、「雇用管理の改善に取り組む福祉施設等への支援を図ること」「介護職員の資格、経験、能力を反映した適切な給与水準を確保し、職員配置基準の見直しとそれに伴う職員配置が可能となるように介護報酬の水準を設定するなど、労働環境を改善すること」を要望しております。</p> <p>また、夜勤職員の負担軽減のため、見守り機能のある介護ロボットの導入を支援しております（介護ロボット導入支援事業）。</p>			

陳情番号	【1】 1 (6) ①②	所管課室・ グループ	高齢福祉課 介護保険企画・審査グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>1. 安心できる介護保障</p> <p>(6) 障害者控除の認定</p> <p>① 介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。</p> <p>② すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。</p>			
<b>【回答】</b>			
<p>高齢者に対する障害者控除については、所得税法施行令及び地方税法施行令の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている方等のほか、それらの方に準ずるとして市町村長の認定を受けている方が対象とされております。</p> <p>障害者又は特別障害者に準ずる者であることの認定は市町村が行うものでありますが、その取扱いについては、国通知により「『要介護認定』と『障害認定』は判断基準が異なるため、要介護認定の結果のみをもって一律に身体障害等の何級に相当するかを判断することは困難であると考えられる」と認定方法についての参考事項が示されております。</p> <p>そのため、県といたしましては、市町村に対し、これらの法令等の趣旨に基づいた適切な認定や制度の周知について、各市町村の実情に応じた方法で実施するよう指導しているところです。加えて、対象者の認定が公平・公正かつ適切に行われるよう、機会を捉えて国に対しては、より具体的で統一的な基準を示すよう伝えてまいりたいと考えております。</p>			

陳情番号	【1】 2 (1) ①	所管課室・ グループ	国民健康保険課 国保財政G
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>2. 国保の改善</p> <p>(1) 保険料（税）の引き下げ、納付金の軽減</p> <p>① 国民健康保険への愛知県独自の支援を行い、払える保険料（税）に引き下げてください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>県は、市町村の医療給付費等の9%相当や、低所得者の保険料軽減分の4分の3、未就学児均等割保険料軽減分の4分の1等を一般財源から支出しており、令和4年度当初予算ベースでは約556億円、被保険者1人当たりで約4万1千円を負担し、国民健康保険財政を支えているところです。</p> <p>県としましては、国民健康保険の安定的な財政運営を図るため、医療給付費を適切に見込み、県の負担分のほか、国から交付される公費などを踏まえ、市町村が収める納付金額を適正に算定してまいります。</p>			



陳情番号	【1】 2 (1) ②	所管課室・ グループ	国民健康保険課 国保財政G
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>2. 国保の改善</p> <p>(1) 保険料（税）の引き下げ、納付金の軽減</p> <p>② 各種医療費助成制度は、愛知県と市町村との共同事業であることから、国庫負担金の減額分の半額を愛知県の一般会計から繰り入れて、市町村の納付金を軽減してください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>県は、国民健康保険の財政運営に必要な負担を行っているところであり、医療費助成制度に係る国庫負担金の減額分への補填は考えておりませんが、国庫負担金の減額調整措置については、国に対し廃止を求めています。</p>			

陳情番号	【1】 2 (2) ①	所管課室・ グループ	国民健康保険課 国保運営G
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>2. 国保の改善</p> <p>(2) 保険料（税）の減免制度</p> <p>① 地方の実情に応じた取り組みを阻害することのないよう、国に対して、市町村独自の「低所得世帯向け減免」、「子どもの均等割減免」等は、「削減・解消すべき赤字」とみなさないように意見を上げるとともに、市町村独自減免については、市町村の取り組みを最大限尊重し、柔軟に運用してください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>国民健康保険の財政を安定的に運営していくためには、原則として必要な支出を保険料や国庫支出金等により賄うことにより、国民健康保険特別会計の財政収支が均衡していることが必要です。</p> <p>国民健康保険料（税）については、同じ医療費水準や所得水準の被保険者であれば、同じ基準で受益に応じた公平な保険料を設定することが望ましいとされています。</p> <p>市町村独自に特定の対象者にあらかじめ画一的な基準を設けて減免を行い一般会計から補填する事は適切ではなく、法定外繰入れは、本来であれば保険料や国庫支出金等で賄う必要があるものを一般会計から補填するものであるため、厚生労働省通知においては、削減・解消すべき赤字として位置づけられています。</p> <p>本県の第2期国民健康保険運営方針においては、当該法定外繰入について「計画的・段階的な解消に努める」ものとしていますが、その進め方については「被保険者の保険料(税)負担が短期間で著しく増加しないよう配慮し、関係者の納得と理解に努めた上で赤字の解消・削減を進めていく」としているところです。</p>			

陳情番号	【1】 2 (2) ②	所管課室・ グループ	国民健康保険課 国保運営G
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>2. 国保の改善</p> <p>(2) 保険料（税）の減免制度</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度は、前年所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。また、収入減少を理由とした既存の減免制度の要件を、コロナ特例減免の収入要件を参考に拡充してください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>低所得の世帯については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の保険料減免制度とは別に、市町村が条例により保険料（税）の軽減割合を定めているところです。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の減免制度について、対象要件の拡大を含めた御意見があることを、県から国へ情報提供しているところです。</p>			

陳情番号	【1】 2 (3) ①	所管課室・ グループ	国民健康保険課 国保運営G
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>2. 国保の改善</p> <p>(3) 傷病手当金</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>新型コロナウイルス感染症に感染等した被用者に対する傷病手当金は、休みやすい環境を整備し、国内での感染拡大をできる限り防止するために、国が財政支援を行うこととしたものです。</p>			

陳情番号	【1】 2 (3) ②	所管課室・ グループ	国民健康保険課 国保運営G
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>2. 国保の改善</p> <p>(3) 傷病手当金</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象として ください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>国民健康保険には、様々な就業形態等の被保険者が加入していることを踏 まえ、保険者が自主的に条例(規約)を制定して傷病手当金の支給を行うこと ができるものとされています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に対する傷病手当金は、国が財政支援を行い、 緊急的・特例的な措置であると認識しています。</p>			

陳情番号	【1】 2 (4) ①	所管課室・ グループ	国民健康保険課 国保運営G
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>2. 国保の改善</p> <p>(4) 資格証明書・短期保険証・差押え</p> <p>① 資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。また、医療を受ける必要が生じ、短期保険証に切り替える際には、医師の診断書など条件をつけることなく交付してください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>国民健康保険制度においては、法令に基づき被保険者の属する世帯主が保険料(税)を支払うこととなっています。</p> <p>資格証明書・短期保険証の交付は、国民健康保険料(税)の滞納者に対する措置の一つとして導入され、資格証明書の交付対象者は、災害その他の特別の事情がないにもかかわらず国民健康保険料(税)を滞納している場合が対象となります。</p> <p>資格証明書・短期保険証の発行は、市町村において適切に運用されているものと認識しております。</p>			

陳情番号	【1】 2 (4) ②	所管課室・ グループ	国民健康保険課 国保運営G
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>2. 国保の改善</p> <p>(4) 資格証明書・短期保険証・差押え</p> <p>② 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>保険料(税)につきましては、納付いただくことが原則です。</p> <p>市町村は、滞納につき特別な事情がある場合を除き、滞納者に対しては、継続的に納付相談及び納付指導が可能となるよう短期保険証の交付を行っているところです。</p> <p>滞納処分については、公平性の観点から法令に基づき実施しており、当該処分の停止、欠損処理は慎重に対応すべきものと考えております。</p>			

陳情番号	【1】 2 (4) ③	所管課室・ グループ	国民健康保険課 国保運営G
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>2. 国保の改善</p> <p>(4) 資格証明書・短期保険証・差押え</p> <p>③ 滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>市町村は、滞納につき特別な事情がある場合を除き、滞納者に対しては、継続的に納付相談及び納付指導が可能となるよう短期保険証の交付を行っているところです。</p> <p>また、市町村においては、特別な事情がないにもかかわらず、保険料(税)が未納の場合は、公平性の観点から差押えなどの滞納処分が実施されることとなりますが、滞納処分については、法令に基づき適正に行われるものであり、滞納処分に先立ち、滞納者に対して分納の相談などに応じているところです。</p>			



陳情番号	【1】 2 (5) ①	所管課室・ グループ	国民健康保険課 国保運営G
【陳情内容】			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>2. 国保の改善</p> <p>(5) 一部負担金の減免制度</p> <p>① 一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。</p>			
【回 答】			
<p>一部負担金の減免については、市町村の条例に定めるところにより、災害等によって生活が著しく困難になった者又はこれに準ずると認められた者など特別な理由がある者で、被保険者が一部負担金を支払うことが困難であり、減免の必要があると認めた者に対して行うことができることとなっております。</p>			

陳情番号	【1】 2 (5) ②	所管課室・ グループ	国民健康保険課 国保運営G
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>2. 国保の改善</p> <p>(5) 一部負担金の減免制度</p> <p>② 制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。</p>			
<b>【回答】</b>			
<p>減免制度の周知については、市町村が個々の実状に応じて減免内容を制度化しているため、個々の市町村において適切になされるものと考えております。</p>			

陳情番号	【1】 2 (6) ①	所管課室・ グループ	国民健康保険課 国保運営G
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>2. 国保の改善</p> <p>(6) 高額療養費の申請手続を簡素化</p> <p>① 70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。</p>			
<b>【回答】</b>			
<p>高額療養費の申請については、高額療養費制度の要件に該当された方に対して、申請に関するお知らせを全市町村で送付しており、申請漏れがないように取り組んでいるところであります。</p> <p>また、令和3年3月17日に国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令が施行され、市町村が条例等で別段の定めをすることにより、70歳未満の被保険者に係る申請手続について簡素化することが可能となりました。</p> <p>本県におきましても、70歳以上75歳未満と同様に70歳未満の高額療養費支給申請手続の簡素化(手続を初回申請のみとするもの)を進める必要があると考えており、市町村に対して推進を通知しているところです。</p>			

要請番号	【1】3①	所管課室・ グループ	国民健康保険課 保険・後期高齢者医 療G
【要請内容】			
<p>【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>3. 後期高齢者医療</p> <p>① 葬祭費・審査事務手数料は、愛知県と市町村の一般財源の繰り入れで給付してください。</p>			
【回 答】			
<p>県は、後期高齢者医療の財政運営に必要な負担を行っているところですが、葬祭費・審査事務手数料への補填は考えておりません。</p> <p>なお、後期高齢者医療制度は、公費約5割（国：県：市町村＝4：1：1）、現役世代からの支援金約4割、被保険者の保険料約1割の負担によって運営されています（※現役並み所得者の場合は公費負担なし）。</p> <p>県は、広域連合における医療給付費等の12分の1や、低所得者の保険料軽減分の4分の3等を一般財源から支出しており、令和4年度当初予算ベースでは約852億円、被保険者1人あたりで約9万円を負担し、後期高齢者医療の財政を支えているところです。</p>			

要請番号	【1】3②	所管課室・ グループ	国民健康保険課 保険・後期高齢者医 療G
<b>【要請内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>3. 後期高齢者医療</p> <p>② 低所得者のための保険料減免制度を県の一般会計の繰り入れで実施してください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>県は、後期高齢者医療制度の財政運営に必要な負担を行っているところで す。</p> <p>保険料の減免については、法律及び条例に定めるところにより、災害等によ って収入が著しく減少した被保険者又はこれに準ずると認められた者など 特別な理由がある者に対して、行うことができることとなっており、減免措 置の内容は本県広域連合において判断されるものであります。</p> <p>なお、世帯の所得が一定以下の場合には、被保険者均等割の7割、5割ま たは2割を軽減する措置があります。</p>			

要請番号	【1】3③	所管課室・グループ	国民健康保険課 保険・後期高齢者医療G
<b>【要請内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>3. 後期高齢者医療</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度は、所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。また、コロナ特例減免の収入要件を参考に、収入減少を理由とした減免制度を実施してください。</p>			
<b>【回答】</b>			
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免については、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づくものであり、恒常的な制度ではないという認識をしております。</p> <p>保険料の減免については、愛知県後期高齢者医療広域連合の条例に定めるところにより、災害等によって収入が著しく減少した被保険者又はこれに準ずると認められた者など特別な理由がある者に対して、行うことができることとなっており、減免措置の内容は本県広域連合において判断されるものがあります。</p> <p>なお、世帯の所得が一定以下の場合には、被保険者均等割の7割、5割または2割を軽減する措置があります。</p>			

要請番号	【1】 3④	所管課室・ グループ	国民健康保険課 保険・後期高齢者医 療G
【要請内容】			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>3. 後期高齢者医療</p> <p>④ 保険料未納者の生活実態把握に努め、「短期保険証」の発行、「財産の差し押さえ」は行わず、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理等を迅速に実施してください。</p>			
【回答】			
<p>短期保険証につきましては、市町村において、被保険者間の負担の公平の観点から、保険料未納者に対し納付相談の機会を設けることにより、保険料の納付につなげるために発行されているものです。</p> <p>また、財産の差し押さえを含む滞納処分につきましては、市町村において、納付相談等のきめ細かな収納対策を適切に行い、滞納者の生活状況等を十分に把握したうえで、十分な収入・資産等があるにもかかわらず、なお保険料を納めない被保険者に対して、負担の公平の観点から行われているものです。</p>			

要請番号	【1】3⑤	所管課室・グループ	国民健康保険課 保険・後期高齢者医療G
<b>【要請内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>3. 後期高齢者医療</p> <p>⑤ 愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会の公募委員は、無作為抽出によるものでなく、愛知県国民健康保険運営協議会と同様に、広く被保険者から公募するよう改めてください。</p>			
<b>【回答】</b>			
<p>愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会については、後期高齢者医療制度の円滑な運営に資するため、後期高齢者医療制度の被保険者を始めとする関係者の意見を聞く場として、本県広域連合において設置されております。</p> <p>後期高齢者医療制度は、75歳以上の方は全てご加入いただくものであり、現在、102万人を超える被保険者の方々がございます。このため、被保険者の方々の本制度に対する御意見も様々なものがあるとともに、制度の内容をよくご理解されている方もいれば、あまりご存じでない方もいるものと考えられます。</p> <p>本県広域連合においては、そうした被保険者から、制度の周知方法を始めとして、広く意見を聞くために、全被保険者の中から無作為に抽出した方に委嘱されているものと認識しています。</p>			



要請番号	【1】 4	所管課室・ グループ	財務部税務課 徴収グループ
<b>【要請内容】</b> 税の徴収、滞納問題への対応			
<b>【1】</b> 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 4. 税の徴収、滞納問題への対応 税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第 15 条（納税緩和措置）①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。			
<b>【回 答】</b> 本県では、広島高裁判決事例である預金口座に入金された差押禁止財産の差押えについては、従来から慎重に取り扱っており、預金債権であることをもって直ちに差押えをすることなく、個々の事例により判断しております。 また、個々の滞納事案への対応は、これまでと同様に、病気など止むを得ない事情で納税ができなくなった方々に対しては、必要な納税相談を行うとともに、地方税法第 15 条に定められております徴収猶予や延滞金の免除などの納税緩和措置の適用も含め、法令に基づき適切に行ってまいります。			

陳情番号	【1】 5 (1) ①	所管課室・ グループ	地域福祉課 生活保護グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>5. 生活保護・生活困窮者支援</p> <p>(1) 生活保護制度</p> <p>① 生活保護の申請は、憲法第25条・生活保護法に基づいて、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。相談は丁寧に対応し、相談者・申請者を追い返したり、何度も来庁させるような「水際作戦」はしないでください。住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>生活保護の申請については、適切・迅速に対応するよう、各福祉事務所に対して指導しており、今般の新型コロナウイルス感染症の関係で発出された国からの通知に基づき、保護の決定を可能な限り速やかに行うよう改めて周知しております。</p> <p>また、生活保護の相談にあたっては、必ず申請意思の有無を確認し、申請意思が確認された方に対しては申請手続きの案内を行うよう、各福祉事務所に対し、会議、研修及び監査等の機会を捉えて指導しているところです。</p> <p>他自治体へのたらいまわしなどはあってはならないと考えており、そうした事例が確認された場合には、相談者のニーズに沿った相談・面接を実施するよう該当福祉事務所に対して指導しております。</p>			

陳情番号	【1】 5 (1) ②	所管課室・ グループ	地域福祉課 生活保護グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>5. 生活保護・生活困窮者支援</p> <p>(1) 生活保護制度</p> <p>② 生活保護受給手続きについて、申請書を誰もが見えるところに置き、申請しやすいように、住民向けに「生活保護は権利です」等を記載したしおりやポスターを作成して、相談窓口・公共施設などへの掲示や公報を強化してください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>申請書の配置場所については、各福祉事務所において適切に判断されるべきものと考えております。</p> <p>なお、生活保護の申請が国民の権利であることについては、本県のホームページや福祉相談センターで配布している「保護のしおり」等に掲載し周知に努めております。</p>			

陳情番号	【1】5(1)③	所管課 室・グ ループ	地域福祉課 生活保護グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>5. 生活保護・生活困窮者支援</p> <p>(1) 生活保護制度</p> <p>③ 扶養照会は、厚労省通知を厳格に守り、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>本県としては、国の通知に従って、要保護者が扶養照会を拒んでいる場合においてはその理由について丁寧に聞き取りを行い、扶養照会は「扶養義務の履行が期待できる」と判断されるものに対して行うなど、適切に事務を進めてまいりたいと考えております。</p>			

要請番号	【1】 5 (1) ④	所管課室・ グループ	地域福祉課 生活保護グループ
<b>【要請内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>5. 生活保護・生活困窮者支援</p> <p>(1) 生活保護制度</p> <p>④ 住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>生活保護の申請段階において住居がない場合には、無料低額宿泊所への入居が考えられますが、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（基準省令）第 14 条において、無料低額宿泊所は基本的に一時的な居住の場とされていることから、契約期間を 1 年以内に限定されております。</p> <p>なお、契約期間の満了前には、契約の更新に関して入居者の意向確認とともに、関係機関とのカンファレンス等により継続した利用の必要性が認められるか協議することとなっております。</p> <p>こうした手順に従い、適正な居宅への移行を進めるよう、福祉事務所に周知しております。</p> <p>なお、愛知県所管の無料低額宿泊所は、9 か所、定員 275 人ですが、そのすべてが個室となっております。</p>			

要請番号	【1】5（1）⑤	所管課室・ グループ	地域福祉課 生活保護グループ
【要請内容】			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>5. 生活保護・生活困窮者支援</p> <p>(1) 生活保護制度</p> <p>⑤ エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。</p>			
【回 答】			
<p>生活保護は、国が基準を定めて、最低限度の生活を保障する制度であり、県単独で生活保護世帯に対するエアコンの設置を実施することや、それに伴う電気代等を夏期手当として支給することは制度になじまないと考えております。</p> <p>なお、エアコンの設置費用については、保護開始時を始め、退院や退所、災害、転居等により、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるにあたって持ち合わせがなく、必要とする事情がある場合等に生活保護費での支給が認められておりますが、本県では必要となる時期にかかわらず、冷房器具を必要とする事情が認められる場合には、購入に必要な費用や修繕費用を支給できるよう支給要件の緩和を国に要望しております。</p>			

要請番号	【1】5(1)⑥	所管課室・ グループ	地域福祉課 生活保護グループ
<b>【要請内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>5. 生活保護・生活困窮者支援</p> <p>(1) 生活保護制度</p> <p>⑥ 窓口での対応・相談員は、社会福祉士または社会福祉主事の有資格者としてください。また、「福祉専門職」の採用を図り、正規職員で配置し、研修を充実してください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>福祉事務所のケースワーカーは、社会福祉法第16条により社会福祉主事ではないとされており、社会福祉主事の任用資格がない職員が異動してきた場合は、研修を受けさせるなど資格を取得させるよう指導しています。</p> <p>また、住民サービスの窓口業務やケースワークを担う生活保護関係職員に対する研修は、職員の資質向上のため重要と考えており、本年度は、新型コロナウイルス感染症の流行状況により、対面又は動画配信により実施しています。(ケースワーカー研修：5/26～6/23 配信、査察指導員研修：9/26 開催)</p> <p>愛知県においては、ケースワーカーの外部委託化は検討しておりません。</p>			

要請番号	【1】5(1)⑦	所管課 室・ グループ	地域福祉課 生活保護グループ
<b>【要請内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>5. 生活保護・生活困窮者支援</p> <p>(1) 生活保護制度</p> <p>⑦ 単身の女性などの相談や家庭訪問に同性が対応できるよう、女性のケースワーカーの配置を増やしてください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>本県では、ケースワーカーの配置にあたり性別は考慮しておりません。</p> <p>単身の女性などの相談や家庭訪問に同性が対応する必要がある場合には、福祉事務所内の女性職員に同行や同席してもらう等により対応しております。</p>			



陳情番号	【1】5(2)①	所管課室・ グループ	地域福祉課 子ども未来応援グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>5. 生活保護・生活困窮者支援</p> <p>(2) 生活困窮者支援</p> <p>① 自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>本県は、所管する町村域において自立相談支援事業を実施しており、尾張、海部、知多、新城設楽の各福祉相談センターが自立相談支援機関となっております。</p> <p>地域全体で生活困窮者に対する包括的な支援を実施するためには、関係機関との連携体制を確立しておくことが重要であります。</p> <p>各福祉相談センターにおいては、管内町村の関係部局や社会福祉協議会、就労支援を実施する事業者等との会議を定期的を開催しており、支援計画の調整や情報共有を行っております。</p> <p>また、対象者の状況に応じて、ハローワークや地域包括支援センター、障害福祉サービス事業所、医療機関、地域の民生委員などの様々な関係機関とも随時連携しながら支援を行っております。</p> <p>今後も、関係機関との連携を密にし、対象者の把握、相談支援、関係機関へのつなぎなど、速やかに対応できるよう努めてまいります。</p> <p>なお、法令により委託による実施も可能となっており、西三河福祉相談センター所管自治体については、社会福祉法人への委託により実施しておりますが、センターや管内自治体はもちろんのこと、関係機関とも連携しながら適切に支援が行われていると認識しております。</p>			

陳情番号	【1】5(2)②	所管課室・ グループ	地域福祉課 子ども未来応援グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>5. 生活保護・生活困窮者支援</p> <p>(2) 生活困窮者支援</p> <p>② 住居確保給付金などの相談件数の増加に対応できるよう職員を増やしてください。相談員は専門職を配置してください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>本県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い急増した、生活困窮者からの相談や住居確保給付金の申請等に対応するため、2021年度に相談支援員2名、臨時職員1名を増員し、体制を強化しております。</p> <p>また、本県の相談支援員は、募集の際、生活保護のケースワーカー又は社会福祉施設等でのソーシャルワーク経験があることを要件とし、加えて社会福祉士資格（もしくはこれに準ずる資格）を有することが望ましいとしており、これらの要件を満たした専門性を有する者を配置しております。</p>			

陳情番号	【1】5(2)③	所管課室・ グループ	地域福祉課 生活保護グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>5. 生活保護・生活困窮者支援</p> <p>(2) 生活困窮者支援</p> <p>③ 生活困窮者自立支援金の要件を緩和し、給付による支援策を拡充した新たな支援制度を設けてください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金は令和4年12月末で受付を終了する予定ですが、本県としては国に対して、感染症や災害など大規模な非常事態により多くの生活困窮者が発生する場合の生活資金の支援について、国の責任において既存の生活福祉資金の貸付制度にとどまらない、給付を含めた新たな支援制度を検討するよう要望しています。</p>			

陳情番号	【1】5(2)④	所管課室・ グループ	地域福祉課 民間福祉活動支援グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>5. 生活保護・生活困窮者支援</p> <p>(2) 生活困窮者支援</p> <p>④ 生活福祉資金の特例貸付の償還の免除は、申請がなくても適用できるようにする、適用の範囲を拡大するなど、借り受けた人が再び生活困窮にならないようにしてください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>生活福祉資金の特例貸付の償還の免除の申請は、全国一律の制度として、国から借受人より申請書を提出するよう求められております。</p> <p>なお、実際の償還免除の手続きは、県社会福祉協議会において行っているため、県においては適切な実施ができるよう指示をしております。</p>			

陳情番号	【1】6①	所管課名・グループ	高齢福祉課 生きがい・福祉医療グループ
【陳情内容】			
<p>【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>6. 福祉医療制度</p> <p>① 福祉医療制度（子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。</p>			
【回答】			
<p>福祉医療制度を今後とも持続可能なものとしていくためには、不断の見直しが必要であることから、平成24年度から平成25年度にかけて、市町村や医師会等関係団体の方々からご意見を伺う場を設け、様々な議論を行いました。</p> <p>この結果を踏まえ、平成25年6月3日に、福祉医療制度についての現段階での基本的考えを公表したところです。</p> <p>その中で、当面、一部負担金の導入はしないこととし、制度が持続可能なものとなるよう引き続きさまざまな観点からの議論は継続することなどを明らかにしております。</p> <p>福祉医療制度を今後とも持続可能なものとしていくために、引き続き必要な議論、研究は進めてまいりたいと考えております。</p>			

要請番号	【1】6②	所管課室・ グループ	児童家庭課 家庭福祉グループ
<b>【要請内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>6. 福祉医療制度</p> <p>② 子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>本県の子ども医療費助成につきましては、所得制限及び一部負担金がなく、助成対象は通院が小学校就学前、入院にあつては中学校卒業までと全国でも高い水準にあります。</p> <p>実施主体である市町村の状況をみますと、それぞれの市町村においては、地域のニーズをふまえて、県の助成制度をベースとして拡大が図られております。</p> <p>一方、県としましては、子ども医療をはじめとする4つの福祉医療制度を実施しておりますが、限られた財源の中で持続可能な制度として維持することが課題であると考えております。</p> <p>なお、子ども医療については、全国の自治体で独自の負担軽減、無料化が行われている状況を踏まえ、全国一律で、医療保険制度の充実、あるいは新たな助成制度の創設を図るよう、本県として国に対して継続して要請しております。</p>			

陳情番号	【1】6③	所管課室・ グループ	医務課こころの健康 推進室 精神保健グループ
【陳情内容】			
<p>【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>6. 福祉医療制度</p> <p>③ 精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療（精神通院医療）の窓口負担を無料にしてください。</p>			
【回答】			
<p>精神障害者に対する医療費助成制度については、精神疾患は適切な医療を受けることで症状の安定や回復の可能性があり、治療の継続が重要であるという認識のもと、制度の実施主体である市町村と調整のうえ、平成20年度から精神疾患に係わる医療を対象として助成を開始し、令和3年度には県内全市町村で全疾患の医療を対象とした助成を市町村単独事業として実施しているところです。</p> <p>また、助成対象者は、特に障害の程度が重く、医療費の負担が大きいと考えられる重度の精神障害者として精神障害者保健福祉手帳の1・2級としています。これは、障害者医療制度のうち、身体障害者手帳1～3級を対象とする身体障害者、IQ50以下の中度以上を対象とする知的障害者と障害の等級は同程度のものとなっております。</p> <p>自立支援医療の通院への医療費助成については、実施主体が市町村であるため、手帳1・2級を所持していない自立支援医療（精神通院医療）の窓口負担については、それぞれの市町村が判断いただきたいと考えているところです。</p> <p>福祉医療制度は対象者・補助額ともに規模が大きく、制度を今後も安定的に継続していくことが、大きな課題となっており、県としては、精神障害の助成対象及び助成対象者について、当面は現行の制度を維持していきたいと考えております。</p>			

陳情番号	【1】6④	所管課名・グループ	高齢福祉課 生きがい・福祉医療グループ
【陳情内容】			
<p>【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>6. 福祉医療制度</p> <p>④ 後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。</p>			
【回答】			
<p>福祉医療制度の一つであります後期高齢者福祉医療費給付制度につきましては、実施主体であります市町村とも調整を行い、平成20年度に福祉医療全体の見直しの中で、現在の制度となっているところであります。また、住民税非課税世帯のねたきり、認知症高齢者は現行制度の補助対象であるため、窓口負担無く医療を受けることができます。</p> <p>福祉医療制度は、限られた財源の中で持続可能な制度とすることが課題であることから、当面は現行制度を維持したいと考えているところです。</p>			



陳情番号	【1】6⑤	所管課室・ グループ	健康対策課 母子保健グループ
【陳情内容】			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>6. 福祉医療制度</p> <p>⑤ 妊産婦医療費助成制度を創設してください。</p>			
【回答】			
<p>妊産婦医療については、一部の自治体において、独自の助成制度を設けている例があることは把握しております。</p> <p>しかしながら、妊産婦医療に係る負担軽減策については、お住まいの地域により差が出ることは望ましくないことから、国において、全国一律の制度として実施されるべきものと考えております。</p> <p>このため、本県独自の助成制度は、考えておりません。</p>			

陳情番号	【1】 7 (1) ①	所管課室・ グループ	地域福祉課 子ども未来応援グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>7. 子育て支援</p> <p>(1) 子どもの貧困対策計画の策定・推進</p> <p>① 「子どもの貧困化対策大綱」に基づき、「子どもの貧困対策支援計画(子ども子育て支援総合計画によるものを含む)」を策定・拡充するように援助してください。コロナ危機下での「格差と貧困」の拡大の進行の状況を踏まえ、必要な調査や見直しを行ってください。</p>			
<b>【回答】</b>			
<p>本県では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく都道府県計画として、2015年3月に「子どもの貧困対策推進計画」を策定し、2020年3月には計画期間終了のため、新たな計画を「あいちはぐみんプラン 2020-2024」と一体的に策定しております。</p> <p>市町村における計画策定は努力義務とされておりますが、国の財政支援である「地域子供の未来応援交付金」の積極的な活用呼びかけや、県内市町村の計画策定状況等の情報を提供することにより、市町村における計画策定を支援しております。</p> <p>今後も引き続き、社会状況を踏まえながら、調査に係る国への要請や本県の「子どもが輝く未来へのロードマップ」の見直しを検討する等、必要な対応を講じてまいります。</p>			

陳情番号	【1】 7 (1) ②	所管課室・ グループ	児童家庭課 家庭福祉グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>7. 子育て支援</p> <p>(1) 子どもの貧困対策計画の策定・推進</p> <p>② ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援（教育・高等教育職業訓練）給付金事業、日常生活支援事業等を実施・拡充するように援助してください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法では、都道府県及び市においては、ひとり親世帯に対する生活の安定と向上のため、基本方針を定め「自立促進計画」の策定を努力義務としており、本計画をひとり親に対する基本的な計画としています。</p> <p>2021 年度末現在、本県の他 22 市が策定していますが、未策定の市については、引き続き、「自立促進計画」を策定するよう働きかけていきたいと考えています。</p> <p>本県では、2020 年 3 月に策定しました「あいちはぐみんプラン 2020-2024」を、県「自立促進計画」の性格を併せ持つものとして位置付け、ひとり親家庭の父母が就職に有利な資格を取得するための支援として「自立支援教育訓練給付金」や「高等職業訓練促進給付金」の支給を行っております。また、生活援助・保育サービスを行う家庭生活支援員を派遣する「日常生活支援事業」等につきましては、市町村が実施主体となりますので、各市町村で事業を実施・拡充できるよう県では助成しているところです。</p> <p>本県では、これら事業を始め、ひとり親家庭等に対する切れ目のない総合的な支援を今後とも行っていきます。</p>			

陳情番号	【1】 7 (1) ③	所管課室・ グループ	地域福祉課 子ども未来応援グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>7. 子育て支援</p> <p>(1) 子どもの貧困対策計画の策定・推進</p> <p>③ 教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPO やボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>&lt;教育・学習支援への取り組みについて&gt;</p> <p>福祉事務所設置自治体は、生活困窮者自立支援法上の「子どもの学習・生活支援事業」により無料学習塾や居場所の提供を実施できることから、国庫補助金を活用し地域の実情に応じた「子どもの学習・生活支援事業」が実施されるよう、引き続き、未実施の市に働きかけてまいります。</p> <p>また、県が実施主体となる町村部では、対象となる子どもが存在する12町においてこの事業を実施しておりますが、現在対象者がいない町村についても、今後実施の必要が生じた場合は必要な対応を進めてまいります。</p> <p>&lt;子ども食堂について&gt;</p> <p>県では、すべての子どもが輝く未来の実現に向けて、子どもの貧困対策を更に充実・強化するため、県民の皆様からの寄附の受け皿として、「子どもが輝く未来基金」を2019年3月に造成いたしました。この基金を活用して、子ども食堂の開設や子ども食堂における学習支援の取組等への補助を行っております。</p> <p>また、愛知県社会福祉協議会に「子どもの居場所応援プラザ」を設置し、子ども食堂を開設・運営する上での様々な相談に応じるため、専門の窓口を開設しております。</p> <p>県としては、こうした取組により、子ども食堂が身近な地域で開設され、子どもたちにとって、安心して過ごせる居場所として定着していくよう、しっかりと支援してまいりたいと考えております。</p>			

陳情番号	【1】 7 (2) ①②③	所管課室・ グループ	財務施設課 振興グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>7. 子育て支援</p> <p>(2) 就学援助制度の拡充</p> <p>① 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。</p> <p>② クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。</p> <p>③ 年度途中でも申請できることを周知徹底してください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>経済的理由により就学が困難な児童及び生徒に係る就学援助について、生活保護法に規定する要保護者へは、「要保護児童生徒援助費補助金」として、国が市町村に対して補助金を交付し、対象者に援助を行っています。県は市町村からの補助金申請の取りまとめ、国からの交付決定通知事務等を行っています。</p> <p>また、要保護者に準ずる準要保護児童生徒への就学援助は、国が税源移譲・地方財政措置を行い、市町村が単独で必要な援助を実施し、支給基準及び費目の設定など支給内容はそれぞれの市町村が独自に設定することとなっています。</p> <p>本県としては、国からの就学援助に係る諸通知がある都度、その趣旨を理解のうえ、事業実施するよう市町村に対し通知し、就学援助制度の周知を図っています。</p>			

陳情番号	【1】 7 (3) ①	所管課室・ グループ	保健体育課 給食グループ
【陳情内容】			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>7. 子育て支援</p> <p>(3) 子どもの給食費の無償化</p> <p>① 小中学校の給食費を無償にしてください。当面、事情により支払いができない場合の「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。食材料費の高騰分は公費で負担してください。</p>			
【回 答】			
<p>学校給食の実施に必要な経費につきましては、施設設備及び運営に関する経費は学校の設置者である市町村等の負担とし、それ以外の経費（食材料費）は保護者負担とすることが学校給食法に定められております。</p> <p>文部科学省の通知によりますと、地方公共団体、学校法人その他の者が、児童の給食費の一部を補助するような場合を禁止する意図ではないと解釈されているため、本県においても会議の場等で情報提供等をしております。</p> <p>市町村においては、子育て支援や少子化対策を目的とした独自の給食費補助制度をすでに設けているところもあります。</p> <p>保護者に対しては、学校給食の意義や果たす役割をよく理解していただくことと、生活保護による教育扶助や就学援助制度について正しく知っていただくことが重要であると考え、対応に当たっております。</p> <p>なお、食材費の高騰に対しては、国の地方創生臨時交付金を活用して、県内の約9割に当たる48市町村において、食材費高騰分の支援や学校給食費の値下げなど、保護者の負担が増えないよう、公費で負担する取組が行われております。</p>			

陳情番号	【1】 7 (3) ②	所管課室・ グループ	子育て支援課 子育て給付G
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>7. 子育て支援</p> <p>(3) 子どもの給食費の無償化</p> <p>② 就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、国による免除対象範囲を上回る減免・補助制度を実施してください。食材料費の高騰分は公費で負担してください。</p>			
<b>【回答】</b>			
<p>令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、これまで保育料の一部として徴収されていた副食費が公定価格から除外され、以前から実費徴収とされていた主食費とともに、食材料費全体が実費徴収となりました。</p> <p>これは、食材料費については、自宅で子育てを行う保護者と同様に、保育所等を利用する保護者の方にも御負担いただくべきという考え方や、他の福祉施設においても食材料費は実費負担いただいていることとの整合性などから、無償化の対象から除くこととされたものであり、県としても国制度に沿って実施していくものと考えております。</p> <p>なお、食材料費の高騰分につきましては、保育所等における給食の物価高騰分を支援するため、保育所等給食費軽減対策支援金を実施しております。</p>			

陳情番号	【1】7(4)①	所管課室・グループ	子育て支援課 施設認可・保育人材確保G
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>7. 子育て支援</p> <p>(4) 保育施策の抜本的拡充</p> <p>① 公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。</p>			
<b>【回答】</b>			
<p>公立施設の廃止等の考え方は、各市町村が、将来的な需要の見通しや、施設の状況など地域の実情に応じて、計画的に検討されております。</p> <p>県としては、公立・私立を問わず、将来的にも安定した保育が提供できるよう、市町村の意向を踏まえ、施設の認可等を行うこととしております。</p>			



陳情番号	【1】 7 (4) ②	所管課室・ グループ	子育て支援課 施設認可・保育人材確保 G、施設指導G
【陳情内容】			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>7. 子育て支援</p> <p>(4) 保育施策の抜本的拡充</p> <p>② 認可保育所の整備・増設を行ってください。認可外保育施設等の認可化をすすめてください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための具体的な施策を実施してください。</p>			
【回答】			
<p>認可保育所や認定こども園の整備については、子育て支援対策基金事業費や認定こども園施設整備費補助金により、市町村とともに支援を行っており、昨年度は社会福祉法人等が設置する25の保育所等へ補助を行っております。</p> <p>この他、国の保育所等整備交付金の活用等により、保育所等の今年度4月時点の施設数は、1,957施設となり、昨年度の同時期(1,927施設)に比べ、30施設増加し、利用定員も192,850人となり、昨年度(191,567人)に比べ1,283人の増加となっております。</p> <p>引き続き、保育の実施主体である市町村と連携し、計画的な施設整備を支援してまいります。</p> <p>また、認可外保育施設については、年1回立入調査を行っており指導監督基準を満たすよう指導を行っております。</p> <p>立入調査の結果を県WEBページで公表するほか、認可外保育施設の職員を対象とした研修や、巡回支援指導を実施することで、認可外保育施設の質の向上に努めております。</p>			

陳情番号	【1】 7 (4) ③	所管課室・ グループ	子育て支援課 施設認可・保育人材確保 G、子育て給付G
【陳情内容】			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>7. 子育て支援</p> <p>(4) 保育施策の抜本的拡充</p> <p>③ 保育士配置と保育室の面積にかかる基準を、公私間の格差なく、愛知県独自に上乘せ・拡充し、ゆとりある保育を実現してください。</p>			
【回答】			
<p>保育士の配置と面積に係る基準については、国の定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に基づき、県条例において、配置と面積にかかる基準を定めており、乳児室の面積については、国の定める乳児又は満2歳未満の幼児一人あたりの面積1.65平方メートルより広い、一人あたりの面積3.3平方メートル以上を要件としています。</p> <p>また、保育所等の運営費に係る施設型教育・保育給付費において、一定の加算要件を満たし保育士を加配した場合に、3歳児配置改善加算やチーム保育推進加算などの加算が算定できることや、県単独事業の1歳児保育実施費や低年齢児途中入所円滑化事業費で補助要件に沿った保育士の加配について補助を行うなど、各施設の実情に応じた保育士の加配に対する支援を行っています。</p>			

陳情番号	【1】7(5)①	所管課室・ グループ	児童家庭課 児童虐待対策グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>7. 子育て支援</p> <p>(5) 児童相談所の充実</p> <p>① 児童福祉法の改正によって児童相談所の充実が質・量とも求められており、児童虐待に迅速に対応するためにも、福祉司・心理司などの専門職員の増員を行うとともに、研修システムと待遇の改善を行ってください。</p>			
<b>【回答】</b>			
<p>児童相談所の専門職員については、2018年に国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、計画的に増員を進めているところであり、2022年度は35名増員いたしました。</p> <p>職員研修につきましては、法律で義務づけられている児童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用後研修のほか、県独自に職種や経験年数に応じた研修を計画的に実施しております。さらに、2019年度からは、若手職員の実践力を強化するための研修や、若手職員の指導育成にあたる、スーパーバイザーの指導・育成技術向上のための研修を実施しております。</p> <p>職員の待遇改善といたしましては、国の方針に基づき、2021年4月に児童福祉司等の手当額等の増額を図りました。</p> <p>また、働きやすい職場環境づくりのため、職員の増員に伴い狭隘化する児童相談所の施設の増築を進めるとともに、児童記録の作成等の事務処理業務の効率化及び在宅勤務などの柔軟な働き方の推進を図るためシステム改修を行うなど、職場環境や業務の改善にも取り組んでおります。</p> <p>今後も児童虐待への迅速・的確な対応のため、児童相談所の体制強化に努めてまいります。</p>			

陳情番号	【1】7(5)②	所管課室・ グループ	児童家庭課 児童虐待対策グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>7. 子育て支援</p> <p>(5) 児童相談所の充実</p> <p>② 2カ所しかない一時保護所の増設を行ってください。</p>			
<b>【回答】</b>			
<p>保護を要する子どもの安全確保や適切な養育において、一時保護施設の果たす役割は大変重要であります。</p> <p>本県では、現在、尾張地域及び三河地域に設置する2箇所の一時保護所の他に、東三河地域や知多地域などにある5箇所の児童養護施設に一時保護児童専用の定員枠を設け、地域分散化を図るなど、一時保護の適切な実施に努めております。</p> <p>この一時保護児童専用の定員枠については、県内各地に拡充できるよう今後も調整を進め、一時保護の体制強化を図ってまいります。</p>			

陳情番号	【1】 8 (1) ①	所管課室・ グループ	障害福祉課 地域生活支援グループ 事業所指導グループ
【陳情内容】			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>8. 障害者・児施策</p> <p>(1) グループホーム・入所施設の拡充</p> <p>① 障害者が24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、重度の知的障害者や車イス障害者、視力障害者らが利用できるバリアフリーのグループホームや入所施設を拡充してください。夜間の職員体制を1フロア（ユニット）で複数配置できるように補助してください。</p>			
【回答】			
<p>グループホーム等の拡充については、第6期障害福祉計画に基づき、グループホームのサービス見込量を令和5年度までに、月平均8,208人とする目標としております。</p> <p>直近の昨年度の実績では、見込量（月平均）7,002人に対し、利用実績は8,004人で、達成率は114%になっております。</p> <p>また、国においては、報告書「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて」が社会保障審議会障害者部会から本年6月に出されており、重度障害者等への支援体制の整備が課題として検討がなされておりますので、県としてもその動向を見守りながら対応を検討してまいります。</p> <p>グループホームにおける運営の改善にあたりましては、「夜間に夜勤職員及び宿直職員を配置している事業所もあり、この場合の夜間支援体制加算について、夜勤職員配置（加算区分Ⅰ）又は宿直職員配置（加算区分Ⅱ）のいずれかを選択し請求する必要があるが、双方の要件を充たした場合は双方を請求できるようにするなど、夜間支援の体制に係る報酬加算を拡充すること。」と国に対して要望しております。</p>			

陳情番号	【1】 8 (1) ②	所管課室・ グループ	障害福祉課 地域生活支援グループ 事業所指導グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>8. 障害者・児施策</p> <p>(1) グループホーム・入所施設の拡充</p> <p>② 地域生活支援拠点の整備、短期入所の単独型を整備してください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>地域生活支援拠点等の整備主体は市町村であり、令和4年4月1日時点で51市町村において整備されております。残る3市町においても、第6期障害福祉計画に基づき、令和5年度末までに確保を目指して取り組んでおります。</p> <p>なお、短期入所の整備につきましては、地域生活支援拠点等の役割を担う場合は、国の施設整備費補助金において、＜優先順位を付す際の指標＞のひとつとされております。施設整備費補助金の協議があった場合には、地域の実情を踏まえて適切に対応してまいります。</p>			

陳情番号	【1】 8 (1) ③	所管課室・ グループ	児童家庭課 子どもの権利擁護推進 グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>8. 障害者・児施策</p> <p>(1) グループホーム・入所施設の拡充</p> <p>③ ヤングケアラーとなっている家族の実態調査を行ってください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>愛知県では、昨年度ヤングケアラーの実態や課題等を把握するため、ヤングケアラー実態調査を実施しました。</p> <p>この調査では、県内の小学5年生、中学2年生及び高校2年生を対象とした子どもアンケート調査と、県内の公立小中高等学校を対象とした学校アンケート調査に加え、家族会などを含む関係機関にインタビュー調査を行いました。</p> <p>調査結果を踏まえて、市町村とも連携しながらヤングケアラー支援の充実を図ってまいります。</p>			

陳情番号	【1】 8 (2) ①	所管課室・ グループ	障害福祉課 事業所指導グループ 事業所指定グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>8. 障害者・児施策</p> <p>(2) 障害福祉サービスの支給時間</p> <p>① 暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>障害福祉サービスについては、国が定める「介護給付費に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」を踏まえ、利用者毎に作成される個別支援計画に基づき、各市町村において、支給決定されています。</p> <p>県としては、市町村に対し、福祉相談センターを通じて自立支援給付事務等に関する指導を行っており、引き続き、自立支援給付事務の適正化に向けて努めてまいります。</p> <p>なお、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現に資するため、制度運営については、障害者の自己選択・自己決定を尊重し、利用者本位のサービスが提供できるものとなるようにするよう、国に対して要望しております。</p>			



陳情番号	【1】 8 (3) ①	所管課室・ グループ	障害福祉課 事業所指導グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>8. 障害者・児施策</p> <p>(3) 障害福祉サービスの利用料、給食費</p> <p>① 障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>福祉サービスの利用者負担は、家計の負担能力その他の事情をしん酌して、利用者負担の月額上限額が定められており、市町村民税非課税世帯など低所得者については、免除措置が講じられているところです。</p> <p>また、給食費の実費負担については、補足給付費により軽減措置がとられております。</p> <p>なお、利用者負担のありかたにつきましては、障害者が安心して必要なサービスを利用できるよう、引き続き実態を踏まえて検証を行い、所要の改善を図るよう、機会を捉えて国に対して要望を行ってまいりたいと考えております。</p>			

陳情番号	【1】 8 (3) ②	所管課室・ グループ	障害福祉課 事業所指導グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>8. 障害者・児施策</p> <p>(3) 障害福祉サービスの利用料、給食費</p> <p>② 障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。</p>			
<b>【回答】</b>			
<p>障害福祉サービスは、原則として費用の1割を利用者が負担することとなっております。ただし、世帯の収入によって自己負担の上限額が設定されており、利用者の負担が重くなりすぎない仕組みとなっております。</p> <p>この仕組みについては、国により定められているものであるため、国から制度の改正等あれば、本県でも適切に対応させていただきます。</p>			

要請番号	【1】 8 (4) ①	所管課室・ グループ	障害福祉課 事業所指導グループ
<b>【要請内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>8. 障害者・児施策</p> <p>(4) 65歳以上障害者等についての「介護保険利用優先」問題</p> <p>① 40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」せず、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>介護保険制度との適用関係については、障害者総合支援法第7条の規定により、介護保険法に基づくサービスが優先されますが、一律に優先適用するものではありません。</p> <p>その具体的な運用は、「介護給付費等に係る支給決定事務等について」(令和3年4月)により、個別のケースに応じて、介護保険サービスにより適切な支援が受けられるか否かを、「申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容(利用意向)を聴取りにより把握した上で、適切に判断」すること、また、「介護保険の要介護認定等を受けた場合、非該当と判断された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合であって、なお申請に係る障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認めるときは、介護給付費又は訓練等給付費を支給することが可能である」と示されています。</p> <p>県としましては、2019年7月17日付けで市町村に対し周知するとともに、市町村の实地指導において、その適切な運用を求めているところであります。</p>			

陳情番号	【1】 8 (5) ①	所管課室・ グループ	障害福祉課 事業所指導グループ
【陳情内容】			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>8. 障害者・児施策</p> <p>(5) 障害福祉サービスに係る福祉・介護職員の確保、育成</p> <p>① 独自の人材確保の施策をすすめてください。</p>			
【回 答】			
<p>障害福祉サービスに係る福祉・介護職員の確保、育成については、全国的な課題であり、国の統一的な制度のもとで改善が図られるべきと考えております。</p> <p>なお、こうしたことから本県では、今年8月に本県が構成員である全国主要都道府県民生主管部（局）長連絡協議会から国に対し、「事業者の経営基盤強化のため、平成30年度の障害福祉サービス報酬改定、平成29年度から上乘せ評価が行われた福祉・介護職員処遇改善加算及び令和元年度に創設された福祉・介護職員等特定処遇改善加算の効果を検証し、今後とも、サービス提供事業者等の経営安定化を図るとともに、法の目指す地域生活移行・就労促進等を促すサービス提供の確保や、福祉・介護ニーズの拡大に対応できる人材の安定的確保ができるよう、事業用地の確保が困難で人件費や物件費等が高額である都市部の実情も踏まえ、人員配置基準や報酬額について必要な改善を図ること。」と要望しております。</p> <p>また、福祉人材の確保・拡充のための必要な財源確保の観点から、本県が構成員である16大都道府県障害福祉主管課長会議が国に対して行う要望において、「障害福祉分野における地域の実情に応じた人材の確保・定着対策を支援するため、地域医療介護総合確保基金事業のような総合的・体系的な支援策を提示し、併せて必要な財源の確保を図ること。」と申し入れを行う予定です。</p> <p>ご要望の趣旨を踏まえ、今後も引き続き、国に対して基準及び財源の改善・見直しについて必要な措置がされるよう働きかけてまいります。</p>			

陳情番号	【1】 8 (5) ②	所管課室・ グループ	障害福祉課 地域生活支援グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>8. 障害者・児施策</p> <p>(5) 障害福祉サービスに係る福祉・介護職員の確保、育成</p> <p>② 地域生活支援事業の単価を引き上げてください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>地域生活支援事業については、報酬単価を含め、実施主体である市町村が地域の特性や利用者の状況に応じて実施・設定するものとなっております。</p> <p>県では各市町村の地域生活支援事業の報酬単価を含めた実施状況等について情報共有を図っております。</p>			

陳情番号	【1】 8 (5) ③	所管課室・ グループ	障害福祉課 地域生活支援グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>8. 障害者・児施策</p> <p>(5) 障害福祉サービスに係る福祉・介護職員の確保、育成</p> <p>③ 福祉・介護職員の資質向上に独自に取り組んでください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>本県では、圏域ごとに地域アドバイザーを配置し、障害者虐待防止研修や障害者権利擁護研修、相談支援のフォローアップ研修などの実施に取り組んでおります。</p> <p>また、障害者相談支援アドバイザー会議を設置して、各圏域の地域アドバイザーから、課題解決に向けた支援やスキルアップに向けた指導など、情報共有を図っております。</p>			

陳情番号	【1】 8 (6) ①	所管課室・ グループ	地域福祉課 民間福祉活動支援グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>8. 障害者・児施策</p> <p>(6) 災害時の障害者・児の避難対策</p> <p>① 福祉避難所を、障害者・児および地域の福祉的な支援が必要な人（高齢者や妊婦など）が避難できるようにしてください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>市町村が指定する、障害者などの特別な配慮を必要とする方を対象とする福祉避難所の確保をより一層進めていただくよう、会議などを通じて、引き続き要請していきたいと考えております。</p>			

陳情番号	【1】 8 (6) ②	所管課室・ グループ	地域福祉課 民間福祉活動支援グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>8. 障害者・児施策</p> <p>(6) 災害時の障害者・児の避難対策</p> <p>② 災害時に障害者・児が地域での避難が遅れないように、障害当事者や関係団体が、防災計画を相談する会議に参加することや、防災訓練を地域住民と共同で行うことを促進するなど、障害者・児が置き去りにならないように市町村として取り組みをすすめてください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>平成 26 年 4 月から障害者等の防災施策において特に配慮を要する者（要配慮者）のち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が市町村に義務づけられており、令和 3 年 5 月には、災害対策基本法等の改正により、個別避難計画の作成が市区町村への努力義務となりました。</p> <p>本県としましては、市町村が一層の要配慮者支援体制の整備を進めるよう、会議などを通じて、引き続き要請していきたいと考えております。</p>			



要請番号	【1】 8 (4) ①	所管課室・ グループ	障害福祉課 事業所指導グループ
<b>【要請内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>8. 障害者・児施策</p> <p>(4) 65歳以上障害者等についての「介護保険利用優先」問題</p> <p>① 40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>介護保険制度との適用関係については、障害者総合支援法第7条の規定により、介護保険法に基づくサービスが優先されますが、一律に優先適用するものではありません。</p> <p>その具体的な運用は、「介護給付費等に係る支給決定事務等について」(令和3年4月)により、個別のケースに応じて、介護保険サービスにより適切な支援が受けられるか否かを、「申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容(利用意向)を聴取りにより把握した上で、適切に判断」すること、また、「介護保険の要介護認定等を受けた場合、非該当と判断された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合であって、なお申請に係る障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認めるときは、介護給付費又は訓練等給付費を支給することが可能である」と示されています。</p> <p>県としましては、2019年7月17日付けで市町村に対し周知するとともに、市町村の实地指導において、その適切な運用を求めているところであります。</p>			

陳情番号	【1】9①	所管課室・ グループ	感染症対策課医療体 制整備室感染症グ ループ
【陳情内容】			
<p>【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>9. 予防接種</p> <p>① 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、帯状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん（はしか）の任意予防接種に助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。</p>			
【回 答】			
<p>平成25年の予防接種法の一部を改正する法律案に対する附帯決議により、定期接種化の検討が求められていた流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）及びロタウイルスワクチンのうち、ロタウイルスワクチンについては、令和2年10月から定期接種に位置づけられました。流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）については、安全性等に関して継続審議中ではありますが、県としましては、疾病の発生そのもの及びまん延の防止による集団防衛に重点を置いた予防接種は、全国一律に推進されることが必要であると考えており、現時点において独自の助成制度の導入は考えておりませんが、国に対し早急に定期接種化を行うよう要望しております。</p> <p>子ども等へのインフルエンザワクチンについては、一部の市町村において独自に助成制度を設けておりますが、本県としましては、各市町村における制度設計等の参考とできるよう、各市町村の助成制度をとりまとめ、市町村へ情報提供を行っております。</p> <p>帯状疱疹ワクチンについては、現在国で定期接種化について検討されているところであり、ワクチン接種によって強い痛みを伴う帯状疱疹を予防することにより生活の質の向上を期待できるため、本県としましても今後の動向を注視してまいります。</p> <p>また、麻しん（はしか）については、空気感染し感染力が極めて強いことから、集団防衛が必要と考えられるため、予防接種法上1回のみ世代の者に対する定期接種（2回目）の追加接種を、また、定期接種を受けていない者が行う予防接種に対し国として公費助成するよう国に要望しております。</p>			

陳情番号	【1】9②	所管課室・ グループ	感染症対策課医療体 制整備室 感染症グループ
【陳情内容】			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>9. 予防接種</p> <p>② 高齢者用肺炎球菌ワクチン（定期接種）の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。</p>			
【回 答】			
<p>高齢者肺炎球菌ワクチンについては、平成26年10月1日から予防接種法上の定期接種とされ、65歳の者等が対象になっており、さらに時限的措置として、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる者についても当初は平成31年度まで対象とされていたものが令和5年度まで延長されています。</p> <p>この高齢者肺炎球菌ワクチンの費用については、国の地方交付税を一部財源として市町村の予算で負担するものとされており、自己負担額については、定期接種の実施主体である市町村が決定し、ほとんどの市町村で2,000円から2,500円程度で接種ができるようになっております。（低所得者以外から実費徴収可能とされている。）</p> <p>県としましては、現時点において独自の助成制度の導入は考えておりませんが、各市町村における負担額の設定や任意接種助成事業の制度設計の参考とできるよう、各市町村の自己負担額や任意接種助成事業の状況を取りまとめ、市町村への情報提供を行っております。</p>			

陳情番号	【1】10①	所管課室・ グループ	健康対策課・ 母子保健グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>10. 健診・検診</p> <p>① 産婦健診の助成対象回数が2回に拡充できるように援助してください。</p>			
<b>【回答】</b>			
<p>本県では、すべての市町村において産婦健診が実施されておりますが、助成対象回数を2回としているのは、2022年7月時点で、23市町村に留まっております。</p> <p>産婦健診助成事業は、市町村が実施主体として、費用の二分の一を国が負担し、残りを市町村が負担しており、国は、最大2回まで助成対象としています。</p> <p>本県といたしましても、自治体間で差がでないよう、産婦健診助成事業への十分な活用を各市町村へ働きかけを行って参ります。</p>			

陳情番号	【1】10②	所管課室・グループ	健康対策課 歯科・栄養グループ
【陳情内容】			
<p>【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>10. 健診・検診</p> <p>②妊産婦歯科健診への助成制度を設けてください。</p>			
【回答】			
<p>妊産婦歯科健康診査は、母子保健法第13条により「必要に応じ健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない」と規定された事業に位置付けられており、市町村の任意の母子保健事業の一つとして、地方交付税措置により実施されています。</p> <p>本県では、令和3年度は54市町村のうち53市町村で実施しており、妊娠中から産後1年以内の期間において、おおむね1回～2回の受診機会があり、いずれの市町村においても自己負担はありません。</p> <p>県としましては、現時点において独自の助成制度の導入は考えておりませんが、市町村ごとの歯科健診データを含めた実施状況を取りまとめ、市町村へ還元するとともに、未実施の市町村に働きかけ、妊産婦の歯と口腔の健康づくりのさらなる推進を図ってまいります。</p>			

陳情番号	【1】10③	所管課室・ グループ	健康対策課 歯科・栄養グループ
【陳情内容】			
<p>【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>10. 健診・検診</p> <p>③保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。</p>			
【回答】			
<p>令和4年度の常勤かつ複数配置の状況は、名古屋市・中核市を含む16保健所のうち8か所、54市町村のうち10か所です。県保健所においては、歯科保健推進体制を検証しながら適正な職員配置に努めてまいります。市町村に対しては、県内市町村の配置状況を周知し、引き続き、未配置の市町村を含め、職員配置の働きかけをしてまいります。</p>			

要請番号	【1】 1 1 (1) ①	所管課室・ グループ	医療計画課 医療計画グループ
<b>【要請内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>1 1. 地域の保健・医療</p> <p>(1) 医療提供体制について</p> <p>① 「公立病院経営強化プラン」の策定に際しては、安易に「経営コンサルタント」等に調査・計画立案を委託するのではなく、計画立案段階から丁寧な民主的手続きに基づいたプラン策定を行うよう、県下各自治体・公立病院を指導してください。</p>			
<b>【回答】</b>			
<p>「公立病院経営強化プラン」は、地域医療構想に係る具体的対応方針として位置づけられておりますことから、県保健所を通じまして、当該プランの策定段階から各構想区域に地域医療構想調整会議（地域医療構想推進委員会）の意見を聞く機会を設けるなど、地域の医療関係者との十分な意見交換・情報共有を図ってまいります。</p>			

陳情番号	【1】 1 1 (1) ①	所管課室・ グループ	市町村課 理財グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>1 1. 地域の保健・医療</p> <p>(1) 医療提供体制について</p> <p>① 「公立病院経営強化プラン」の策定に際しては、安易に「経営コンサルタント」等に調査・計画立案を委託するのではなく、計画立案段階から丁寧な民主的手続きに基づいたプラン策定を行うよう、県下各自治体・公立病院を指導してください。</p>			
<b>【回答】</b>			
<p>総務省が策定した「公立病院経営強化ガイドライン」においては、病院事業担当部局のみで「公立病院経営強化プラン」を策定するのではなく、当事者である病院職員、医師派遣元の大学、連携関係にある医療機関や医師会等の関係者との意見交換を丁寧に行うとともに、財政担当部局等を含めた関係部局が連携して策定することが望ましいと示されています。</p> <p>また、「公立病院経営強化プラン」策定後に議会や住民の理解を得るだけでなく、策定の各段階においても説明を行い、十分な理解を得るように努め、策定後は速やかに公表し、住民に対して周知するものとされております。</p> <p>本県といたしましても、本年7月に県内の全公立病院を対象とした愛知県公立病院経営強化勉強会を開催し、「公立病院経営強化ガイドライン」について説明するとともに、関係課室と連携して、引き続き、当該策定プロセスについて助言してまいります。</p>			



要請番号	【1】 1 1 (1) ②	所管課室・ グループ	医療計画課 医療計画グループ
<b>【要請内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>1 1. 地域の保健・医療</p> <p>(1) 医療提供体制について</p> <p>② 「医療介護総合確保基金」における前年度からの繰越金を「医療従事者確保に関する予算」に優先的に活用し、抜本的な増員等の対策強化を行ってください。</p>			
<b>【回答】</b>			
<p>地域医療介護総合確保基金（医療分）は、「医療従事者の確保に関する事業」など基金対象事業について、医療関係団体、市町村等に対し事業提案募集を行っており、関係団体等からの事業提案を踏まえた計画を策定し、その計画に基づき事業を実施しています。</p> <p>県といたしましては、今後も医療関係団体、市町村等のご意見を踏まえた事業を実施し、地域医療構想の推進に努めてまいりたいと考えております。</p>			

要請番号	【1】 1 1 (1) ③	所管課室・ グループ	医療計画課 医療計画グループ
<b>【要請内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>1 1. 地域の保健・医療</p> <p>(1) 医療提供体制について</p> <p>③ 地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。感染症病床を増床してください。「地域医療介護総合確保基金」から補助金を出して病床削減を推進することはやめるよう国に要請してください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>人口減少や高齢化等、地域医療構想の背景となる中長期的な状況や見通しは変わっておらず、各地域において質の高い効率的な医療提供体制を維持していくためには、医療機能の分化・連携の取組は必要不可欠であります。</p> <p>地域医療構想については、その基本的な枠組みを維持しつつ、着実に取組を進めていく方針が、国の「医療計画の見直し等に関する検討会」において示されています。</p> <p>本県においても、今後の国の動きを注視しつつ、地域医療構想推進委員会で地域の医療関係者と協議を行いながら、地域医療構想の推進に努めてまいります。</p>			

陳情番号	【1】 1 1 (1) ③	所管課室・ グループ	感染症対策課医療体 制整備室 感染症グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>1 1. 地域の保健・医療</p> <p>(1) 医療提供体制について</p> <p>③ 地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。感染症病床を増床してください。「地域医療介護総合確保基金」から補助金を出して病床削減を推進することはやめるよう国に要請してください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>感染症病床については、国の基準に基づき感染症病床を指定しています。今後も国との連携を密にし、県内に必要な感染症病床の確保に努めてまいります。</p>			

要請番号	【1】 1 1 (1) ④	所管課室・ グループ	医療計画課 医療計画グループ
【要請内容】			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>1 1. 地域の保健・医療</p> <p>(1) 医療提供体制について</p> <p>④ 「病床機能再編支援制度」(2020年度・2021年度)の県内執行状況と、2022年度の予算と制度活用計画を公表してください。</p>			
【回 答】			
<p>&lt;病床機能再編支援交付金&gt;</p> <p>2020年度実績 61,104千円(2施設)</p> <p>2021年度実績 148,200千円(3施設)</p> <p>2022年度予算 1,167,816千円(活用意向を調査の上、交付)</p> <p>病床機能再編支援交付金は、医療機関から提出された計画について、各構想区域の地域医療構想推進委員会及び愛知県医療審議会医療体制部会で審議のうえ、承認された場合のみ交付金を交付することとしています。</p>			

陳情番号	【1】 1 1 (1) ⑤	所管課室・ グループ	医務課 医務グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>1 1 地域の保健・医療</p> <p>(1) 医療提供体制について</p> <p>⑤ 医療・介護・福祉施設等のエネルギーや物価高騰における大幅な経費負担増に対する支援金により安定したサービス提供を支援してください。(地方創生臨時交付金等における支援制度を設置)</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>医療機関に対する支援については、「愛知県医療機関燃油価格高騰対策支援事業」を実施しております。</p> <p>昨年から燃油価格が高騰し、医療機関の運営に影響を与えていることを受け、透析患者送迎及び訪問診療のために使用する車両の燃料費を助成することにより、医療サービスの安定的な提供を継続している医療機関の支援に努めております。</p>			

陳情番号	【1】 1 1 (1) ⑤	所管課室・ グループ	福祉総務課 総務・企画・広報グ ループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>1 1 地域の保健・医療</p> <p>(1) 医療提供対策について</p> <p>⑤ 医療・介護・福祉施設等のエネルギーや物価高騰における大幅な経費負担増に対する支援金により安定したサービス提供を支援してください。 (地方創生臨時交付金等における支援制度を設置)</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、燃油価格、光熱費の高騰や物価高騰に直面する社会福祉施設に対して、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した支援策を実施しています。</p> <p>燃油価格の高騰の影響を受ける介護事業所等における送迎等の車両や私立の保育所等の通園バスの燃料費に対する「社会福祉施設燃油価格高騰緊急対策支援金」や、電気、ガス料金の高騰の影響を受ける社会福祉施設における光熱水費の高騰分に対する「社会福祉施設光熱費高騰対策支援金」、物価高騰の影響を受ける民間の保育所等における給食費の物価高騰分に対する「保育所等給食費軽減対策支援金」などを通じて、社会福祉施設の安定したサービスの提供に支障が生じないよう支援に努めております。</p>			

陳情番号	【1】11(1)⑥	所管課室・ グループ	地域福祉課 民間福祉活動支援グ ループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>11. 地域の保健・医療</p> <p>(1) 医療提供体制について</p> <p>⑥ 無料低額診療事業を推進し、実施する医療機関に対し支援（補助金・税負担軽減等）の拡充を行ってください。県民への周知に向け県のホームページでの広報を行ってください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>無料低額診療事業については、事業開始に向けた相談等がある場合には随時対応しております。</p> <p>支援の拡充につきましては、国や他県の動向等を注視してまいりたいと考えます。</p> <p>県のホームページでの広報につきましては、県内の事業者はすべて政令指定都市、中核市所管となっており、県が所管する事業者はありません。今後、県所管の事業者が事業を実施する場合には、検討してまいりたいと考えます。</p>			

陳情番号	【1】 1 1 (2) ①	所管課室・ グループ	感染症対策課医療体制 整備室 体制整備グループ
【陳情内容】			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>1 1. 地域の保健・医療</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援について</p> <p>① 県民が安心して医療を受けられる体制を確保してください。また、「病床・宿泊療養施設確保計画」を早急に見直し「自宅療養」者の入院治療を確保してください。とりわけ、福祉施設等における感染者の療養対応は、当該施設対応任せにせず、施設内感染拡大を防げる対策を強化してください。</p>			
【回 答】			
<p>本県では、入院病床として94病院2,540床を確保し、安心して医療を受けられるような体制を整えております。</p> <p>また、自宅療養者については、健康フォローアップセンターに連絡することにより、体調変化時等に医療機関を紹介することが可能となります。医療機関を受診し、医師が入院の必要があると判断すれば、患者の住所地を所管する保健所が感染症法に基づく入院勧告を行い、重点医療機関又はその他患者受入医療機関に入院することになります。</p>			



陳情番号	【1】 1 1 (2) ②	所管課室・ グループ	医務課 医療従事者支援グループ 医療経営支援グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>1 1. 地域の保健・医療</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援について</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れているか否かを問わず、全ての医療機関に減収補填策を講じてください。職員に対して、定期的な PCR 検査を公費負担の実施、医師・看護師等の確保、危険手当等を支援してください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>○全ての医療機関に減収補填策を講じることについて</p> <p>新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ有無に関わらず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で資金繰りが悪化している第2次救急を担う医療法人に対し、現行の救急医療提供体制を堅持するため、本県独自の「愛知県新型コロナウイルス感染症対策民間病院経営維持資金貸付事業」を実施しております。</p> <p>○医師・看護師等の確保及び危険手当の支給について</p> <p>新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる入院医療機関で働く医師、看護師等の医療従事者を応援するため、本県独自の「愛知県医療従事者応援金」「愛知県回復患者転院受入医療機関応援金」を支給しております。</p> <p>患者の増加に伴い雇用した医療従事者の賃金や、新型コロナウイルスに感染した患者又はその疑いのある患者、転院を受け入れた患者に対応した職員に対して支払う手当として応援金を活用していただくことにより、医師・看護師等の確保及び危険手当等の支援に努めております。</p>			

陳情番号	【1】 1 1 (2) ②	所管課室・ グループ	感染症対策課医療体制 整備室 統計グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>1 1. 地域の保健・医療</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援について</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れているか否かを問わず、全ての医療機関に減収補填策を講じてください。職員に対して、定期的な PCR 検査を公費負担の実施、医師・看護師等の確保、危険手当等を支援してください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>医師が新型コロナウイルス感染症を疑う者に対しての検査については、受検者の費用負担はなく、公費負担となります。</p>			

陳情番号	【1】11(2)③	所管課室・ グループ	子育て支援課 子育て給付G
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>11. 地域の保健・医療</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援について</p> <p>③ すべての介護事業所や社会福祉施設が、事業を継続し雇用を確保するために減収分を補填してください。感染予防等に係る費用の増大分への補助金が利用しやすいよう支援してください。</p>			
<b>【回答】</b>			
<p>保育所や認定こども園の運営費に係る施設型給付等については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地域において公衆衛生対策の観点から臨時休園等した場合においても、保育の実施が継続されているものとして、通常どおり施設型給付等が支給されることとされております。</p> <p>なお、保育所や認定こども園等で感染症拡大防止の徹底を図りながら業務を継続的に実施するため、職員が消毒、清掃等を行った場合の手当や割増賃金等のかかり増し経費及び、マスクや消毒液等の購入経費等の補助制度につきましては、国の保育対策総合支援事業費補助金において、国1/2、市町村1/2の負担割合による直接補助制度が設けられており、市町村にも周知しているところです。</p> <p>補助上限額につきましては、施設の規模に応じ30万円から50万円となっております。</p> <p>また、本県としましても、保育所や認定こども園等で感染が発生した場合で、国の既存の補助を活用済み又は活用予定である場合に、再開に向けて施設の消毒を行った場合の費用について、その1/2(上限額50万円)を県が補助する保育所等施設消毒支援事業を実施しております。</p>			

陳情番号	【1】11(2)③	所管課室・ グループ	福祉総務課 総務・企画・広報グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>11. 地域の保健・医療</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援について</p> <p>③ すべての介護事業所や社会福祉施設が、事業を継続し雇用を確保するために減収分を補填してください。感染予防等に係る費用の増大分への補助金が利用しやすいよう支援してください。</p>			
<b>【回答】</b>			
<p>社会福祉施設等の厳しい経営状況を踏まえ、経営安定化のための支援策を講じるよう、全国知事会や中部圏知事会等を通じて国に要望しているところです。</p> <p>さらに、感染予防対策については、感染者等が発生した施設における施設消毒費、衛生用品購入費及び割増賃金など事業継続に必要な経費に対し助成を行っているところであり、引き続きしっかりと対応してまいります。</p>			

陳情番号	【1】 1 1 (2) ④	所管課室・ グループ	感染症対策課医療体制 整備室 統計グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>1 1. 地域の保健・医療</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援について</p> <p>④ 感染拡大の沈静に向け、PCR 検査の積極的活用、休業を求める事業者には十分な保障を迅速に対応してください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>新型コロナウイルス感染症が疑われる方を速やかに検査し、適切な医療に結びつけるために、PCR 検査等の検査体制の維持・拡充が必要と考えております。</p> <p>PCR 検査については、県衛生研究所を始め、保健所設置市、民間検査機関及び医療機関において検査体制の維持・拡充に努めており、9月現在で1日当たり約 52,000 件の検査能力を確保しております。</p> <p>また、感染に不安を感じる無症状の方が PCR 検査を無料で受けられる「PCR 等検査無料化事業」を9月現在約 600 か所で実施しています。</p> <p>引き続き、PCR 検査の検査体制の維持・拡充に努めてまいります。</p>			

陳情番号	【1】 1 1 (3) ①	所管課室・ グループ	医療計画課 人事グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>1 1. 地域の保健・医療</p> <p>(3) 保健所・保健センターの充実</p> <p>① 保健所や保健センターの保健師等スタッフを増員してください。</p>			
<b>【回 答】</b>			
<p>愛知県の管轄する保健所保健師等の人員体制については、新型コロナウイルス感染症対応等のために、令和3年度は前年度より正規10名、令和4年度は前年度より正規15名の増員を行ったところです。</p> <p>今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症対応等のための保健所の人員体制が適切となるよう努めてまいります。</p> <p>なお、保健センターの人員体制については、保健センターを所管する県内各自治体にお問い合わせください。</p>			

陳情番号	【2】①	所管課室・ グループ	国民健康保険課 保険・後期高齢者医療G
【陳情内容】			
<p>【2】国に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。</p> <p>① 75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。</p>			
【回 答】			
<p>現在、広域連合が負担する医療費等のうち約4割が現役世代からの支援金で賄われております。2022年10月1日から施行された窓口負担割合の見直しは、2022年以降、団塊の世代が75歳以上となり、今後も医療費の増大が見込まれる中、現役世代の負担を抑え、国民皆保険制度を未来に繋いでいくためになされたものと理解しております。</p> <p>なお、2割負担になったことにより影響が大きい外来医療を受けた方につきましては、3年間、1か月分の負担増が最大でも3,000円までとなる配慮措置がございます。</p> <p>国に対しては、窓口負担2割の導入にあたり丁寧な周知を行うことや制度改正による影響を検証し必要な支援策を講じること（2021年度本県より）、制度見直し時には特に低所得者に十分配慮した制度の在り方を検討すること（2022年度全国知事会より）等要望しております。</p>			

陳情番号	【2】②	所管課室・ グループ	国民健康保険課 国保運営G
【陳情内容】			
<p>【2】国に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。</p> <p>② 国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。</p>			
【回答】			
<p>平成30年度からの国民健康保険制度改革に併せて、毎年3,400億円の公費が投入されておりますが、今後も医療費が伸びていく中で国保を持続可能な制度としていくためには、今回の強化策に加え、さらなる財政基盤の強化が必要と考えております。</p> <p>このため、国に対しては、将来にわたり持続可能な国保制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、今後の医療費の伸びに耐えうる財政基盤の確立を図るとともに、そのために必要な財源については、国が責任をもって確保することを要請しております。</p> <p>なお、傷病手当、出産手当については、市町村の条例に定めるところにより行うことができることとなっており、条例の制定は、市町村の判断により行われるものであります。</p>			



陳情番号	【2】③	所管課室・ グループ	福祉総務課 総務・企画・広報グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【2】 国に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。</p> <p>③ マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。</p>			
<b>【回答】</b>			
<p>年金制度等の施策は国の直轄事務でありますので、県としましては今後も国政の場における議論の状況を見守りつつ、適切に対応をしていきたいと考えております。</p>			

陳情番号	【2】④	所管課室・ グループ	高齢福祉課 介護保険企画・審査グループ 介護保険指定・指導グループ
【陳情内容】			
<p>【2】国に以下の趣旨の意見書を提出してください。</p> <p>④ 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は「複数体制」を基本に人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。</p>			
【回答】			
<p>介護保険における国庫負担の1つである財政調整交付金について、従来から、適正な調整機能の確保のため、人口構造の変化等を踏まえた算定方法の見直しを要望しておりましたが、2018年度から交付金の算定に係る年齢区分が細分化され、昨年度からは介護給付費により重み付けを行う仕組みが導入されるなど、調整機能のさらなる強化が図られております。</p> <p>また、2015年度からは、低所得の方への保険料軽減強化のため、消費税増収財源をもとに新たな公費が投入され、2020年度までに対象者や軽減額の拡充も図られてきたところですが、更なる拡充について、国に対して継続的に要望を行っているところです。</p> <p>さらに、介護労働者の処遇改善及び人員配置基準については、「介護職員の資格、経験、能力を反映した適切な給与水準を確保し、職員配置基準の見直しとそれに伴う職員配置が可能となるように介護報酬の水準を設定するなど、労働環境を改善すること」を国に対し継続的に要望を行っております。</p>			

要請番号	【2】⑤	所管課室・ グループ	児童家庭課 家庭福祉グループ
<b>【要請内容】</b>			
<p>【2】国に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。</p> <p>⑤ 18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。</p>			
<b>【回答】</b>			
<p>子ども医療については、全国の自治体で独自の負担軽減、無料化が行われている状況を踏まえ、全国一律で、医療保険制度の充実、あるいは新たな助成制度の創設を図るよう、国に対し継続して要請しております</p>			

陳情番号	【2】⑥	所管課室・ グループ	障害福祉課 地域生活支援グループ 事業所指導グループ
【陳情内容】			
<p>【2】国に以下の趣旨の意見書を提出してください。</p> <p>⑥ 障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。</p>			
【回答】			
<p>地域生活支援拠点の整備主体は市町村であり、令和4年4月1日時点で51市町村において整備されております。残る3市町村においても第6期障害福祉計画に基づき、令和5年度末までの確保を目指して取り組んでおります。</p> <p>なお、第6期障害福祉計画に係る国の基本指針で指標として定められた地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実が促進されるよう、施設整備や人員配置に対する費用など地域生活支援拠点等の整備・運営や今後の機能充実に特化した十分な財源措置を講ずることを、今年8月に本県が構成員である「全国主要都道府県民生主管部（局長連絡協議会）」から国へ要望を行ったところです。</p> <p>あわせて、報酬単価の引き上げにつきましては、県では、国に対し、本年8月に「事業者の経営基盤強化のため、平成30年度の障害福祉サービス報酬改定、平成29年度から上乘せ評価が行われた福祉・介護職員処遇改善加算及び令和元年度に創設された福祉・介護職員等特定処遇改善加算の効果を検証し、今後とも、サービス提供事業者等の経営安定化を図るとともに、法の目指す地域生活移行・就労促進等を促すサービス提供の確保や、福祉・介護ニーズの拡大に対応できる人材の安定的確保ができるよう、事業用地の確保が困難で人件費や物件費等が高額である都市部の実情も踏まえ、人員配置基準や報酬額について必要な改善を図ること。」と要望しております。</p> <p>このこととともに、グループホームにおける運営の改善にあたりましては、「夜間に夜勤職員及び宿直職員を配置している事業所もあり、この場合の夜間支援体制加算について、夜勤職員配置（加算区分Ⅰ）又は宿直職員配置（加算区分Ⅱ）のいずれかを選択し請求する必要があるが、双方の要件を充たした場合は双方を請求できるようにするなど、夜間支援の体制に係る報酬加算を拡充すること。」と要望しております。</p>			

陳情番号	【2】⑦	所管課室・ グループ	感染症対策課医療体制 整備室 体制整備グループ
<b>【陳情内容】</b>			
<p>【2】 国に以下の趣旨の意見書を提出してください。</p> <p>⑦ 新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育等への支援を強化してください。</p>			
<b>【回答】</b>			
<p>新型コロナウイルス感染症にかかる、医療提供体制の整備に必要な支援と財政措置を講ずるよう、全国知事会等を通じ機会を捉えて国へ要望をしているところです。</p>			

要請番号	【2】⑦	所管課室・ グループ	福祉総務課 総務・企画・広報グループ
<b>【要請内容】</b>			
<p>【2】国に以下の趣旨の意見書を提出してください。</p> <p>⑦新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育等への支援を強化してください。</p>			
<b>【回答】</b>			
<p>医療機関や福祉施設支援の強化については、全国知事会、中部圏知事会を通じて国に要望するとともに、県単独でも国へ要望しているところです。今度も国の動向を踏まえ、しっかりと対応してまいります</p>			